

奈良県告示第三百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 覧 场 所
吉野町橋屋（〇〇一）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
吉野町飯貝（〇〇六）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
吉野町丹治（〇〇四）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
吉野町丹治（〇〇八）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
吉野町丹治（〇一一）土石流警戒区		

域	吉野町西谷 (○一三) 土石流警戒区	吉野町西谷 (○一五) 土石流警戒区	吉野町西谷 (○一七) 土石流警戒区	吉野町西谷 (○一九) 土石流警戒区	吉野町西谷 (○二一) 土石流警戒区	吉野町西谷 (○二二) 土石流警戒区	吉野町西谷 (○二八) 土石流警戒区
域	次の平面図のと おり	次の平面図のと おり	次の平面図のと おり	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
区域	次の平面図のと おり	次の平面図のと おり	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課	奈良県吉野土木事務所 及び吉野町役場暮らし 環境整備課
域	吉野町千股 (○〇八) 土石流警戒区	吉野町河原屋 (○一二) 土石流警戒	吉野町西谷 (○一九) 土石流警戒区	吉野町西谷 (○一七) 土石流警戒区	吉野町西谷 (○一五) 土石流警戒区	吉野町西谷 (○一三) 土石流警戒区	吉野町西谷 (○一二) 土石流警戒区

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。